

UBC情報



発行： 2023年4月3日

No. 274

Selected Clients & Professionals Relationship



トピックス

確定申告準備に関してのお願い

令和4年分の確定申告が終了しました。今回は、今後の確定申告の準備をして頂く際にご協力をお願いしたいことをご紹介します。

◎領収書の保存

令和5年10月からインボイス制度が開始されます。インボイス制度下においては、仕入れ税額控除を受けるためにインボイス番号が記載された領収書の保存が必要になりますので、事業に関する領収書は必ず保存していただくようお願いいたします。また、クレジットカードを利用した際にはクレジットカード利用明細書が発行されますが、こちらは消費税額の控除に係る請求書には該当しません。そのため、クレジットカードを利用した際の領収書も保存していただくようお願いいたします。

◎控除証明書の保管

確定申告で控除を受けるために、1年間に支払われた年金や保険料等の控除証明書が必要になります。万が一申告時に手元になければ再発行の手続きが必要になりますので、早めのご準備をお願いいたします。

◎医療費控除に必要な領収書等の整理

医療費控除には受診した病院等の領収書や医療費通知書が必要になります。領収書は、受診した人、受診した病院ごとに整理していただくと幸いです。

医療費通知書に記載される医療費は、例えば協会けんぽの場合、申告を行う年の9月に受診したものでになります。そのため、医療費の通知書を使って医療費控除を受ける際には10月～12月分の領収書等も一緒に保存していただくようお願いいたします。

◎ふるさと納税のワンストップ特例の利用について

ふるさと納税をされた際には確定申告で寄付金控除を受ける必要がありますが、ワンストップ特例を利用すれば確定申告が不要になります。ワンストップ特例は、ふるさと納税を行った自治体から送られる「寄付金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記入し郵送することで、確定申告を行わずに寄付金控除が受けられる制度です。この制度は、①確定申告が不要な給与所得者等であること、②ふるさと納税を行う自治体数が5団体以内である場合に利用できる制度となっています。そのため、ふるさと納税を行った自治体が6団体以上になるとワンストップ特例は利用できず、確定申告が必要になりますのでご注意ください。

また、確定申告で寄付金控除を受ける際にはふるさと納税を行った際に発行された受領書や振込票控が寄付を証明する書類となりますので、こちらの書類も保管していただくようお願いいたします。

◆採用や退職等における社会保険料の扱い◆

3月・4月は、採用や退職等が多い時期です。社会保険料（厚生年金・健康保険）は月単位で計算されるため、従業員を採用等した場合は、被保険者資格を取得した日の属する月から保険料を納めることになります。

一方、退職等により被保険者資格を喪失する場合、資格喪失日が属する月の保険料を納める必要はありません。ただし、資格喪失日は「退職等した日の翌日」となるため、例えば、3月31日に退職した場合は4月1日が喪失日となります。

◆中小企業の賃上げ支援制度(税制・補助金)◆

物価の上昇や雇用の確保などにより賃上げを実施・検討する企業が増えていますが、中小企業の賃上げに対しては様々な支援制度があります。

◆中小企業向け「賃上げ促進税制」

令和4年度税制改正において拡充された賃上げ促進税制(中小企業向け)は、国内雇用者に対する給与等支給額が前年度比1.5%以上増加した場合に増加額の15%を税額控除、前年度比2.5%以上増加した場合には増加額の30%を税額控除できます。

また、教育訓練費が前年度比10%以上増加している場合は税額控除率が10%上乘せとなり、最大で給与等支給増加額の40%を税額控除できます(ただし、税額控除額は法人税額又は所得税額の20%が上限)。

令和4年4月～6年3月までに開始する事業年度(個人事業主は令和5年～6年)に適用されます。

◆大幅な賃上げ等を支援する補助金

令和4年度第2次補正予算により、大幅な賃上げ等を行う事業者に対して各種補助金の補助率や補助上限を引上げる支援措置が設けられました。

◎事業再構築補助金……本補助金の「成長枠」と「グリーン成長枠」について、大幅な賃上げ(事業場内最低賃金を年45円以上引上げ等)などを行う場合に補助率や補助上限を引上げます。

◎ものづくり補助金……大幅な賃上げ(事業場内最低賃金を年45円以上引上げ等)を行う場合に各申請枠の補助上限を従業員規模に応じて引上げます(回復型賃上げ・雇用拡大枠などは除く)。

◎事業承継・引継ぎ補助金……本補助金の「経営革新事業」について、一定の賃上げを行う場合に補助上限を引上げます。

◆パスポート更新の電子申請が3月27日開始◆

旅券法の改正により、本年3月27日からパスポートの更新申請(残存有効期間が1年未満の場合など)がマイナポータルとマイナンバーカードを利用してオンラインでもできるようになり、受取時のみ窓口に行けばよいこととなります。

その他、*査証欄(ビザページ)の増補の廃止、*戸籍の確認書類が「戸籍謄本」のみになる、*パスポートの発行後6ヵ月以内に受領せずに失効し、5年以内に再度申請をする場合は手数料が通常より高くなる、などが実施されます。

◆本年4月から自賠責保険料を引下げ◆

すべての自動車(原付を含む)に加入が義務付けられている自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)は近年、衝突被害軽減ブレーキなどを搭載した自動車の普及などにより交通事故が減少していることから保険料の引下げが続いています。

本年4月以降に改定される保険料も引下げとなることが決定し、改定率は車種などで異なりますが、全体の平均で11.4%の引下げとなります。なお、改定後の保険料は本年4月以降に保険期間が始まる契約について適用されます。

◆経営者保証に依存しない融資に向けた施策◆

経産省・金融庁・財務省は、経営者の個人保証(経営者保証)に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を取りまとめた「経営者保証改革プログラム」を昨年末に策定し、次のような施策が今後行われます。

◎スタートアップ創出促進保証の創設……創業予定者や創業5年未満の法人などを対象に経営者保証が不要な新しい保証制度「スタートアップ創出促進保証」が令和5年3月15日より開始しました。(保証限度額:3500万円、保証期間:10年以内、保証料率:創業関連保証の保証料率に0.2%上乘せ)。なお、利用者は原則、法人設立から3年目と5年目にガバナンス体制の整備に関するチェックを受ける必要があります。

◎金融機関が個人保証を徴求する手続きの監督強化……金融機関の監督指針を改正し、本年4月から金融機関は経営者等と個人保証契約を締結する場合、「どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか」、「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」を個別具体的に説明し、その結果等の記録が求められます。また、金融庁に経営者保証専用相談窓口を設置します。

◎信用保証制度において経営者保証の提供が選択できる環境整備……令和6年4月から、①経営者保証ガイドラインの要件(*法人・個人の資産分離、*財務基盤の強化、*経営の透明性確保)のすべてを充足していない場合でも、保証料の上乗せ負担により経営者保証の解除を選択できる保証制度を創設、②流動資産担保融資保証制度(ABL保証)における経営者保証の徴求を廃止、③プロパー融資における経営者保証の解除等を条件に融資の一部に限り借換を認める保証制度を創設します。

発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL:0836-33-6717 FAX:0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福情報

No. 274

発行：2023年4月3日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元
 (有)ユービーシー経営
 河野会計事務所
 〒755-0036



宇部市北琴芝1-6-10
 TEL：0836-33-6717
 FAX：0836-33-6753
 Mail：info@ubc-net.com
 URL：http://ubc-net.com
 所属：(一財)総合福祉研究会

社会保障

令和3年度の国民負担率は過去最高の48.1%
 ～令和4年度は47.5%の見込み、令和5年度は46.8%の見通し～

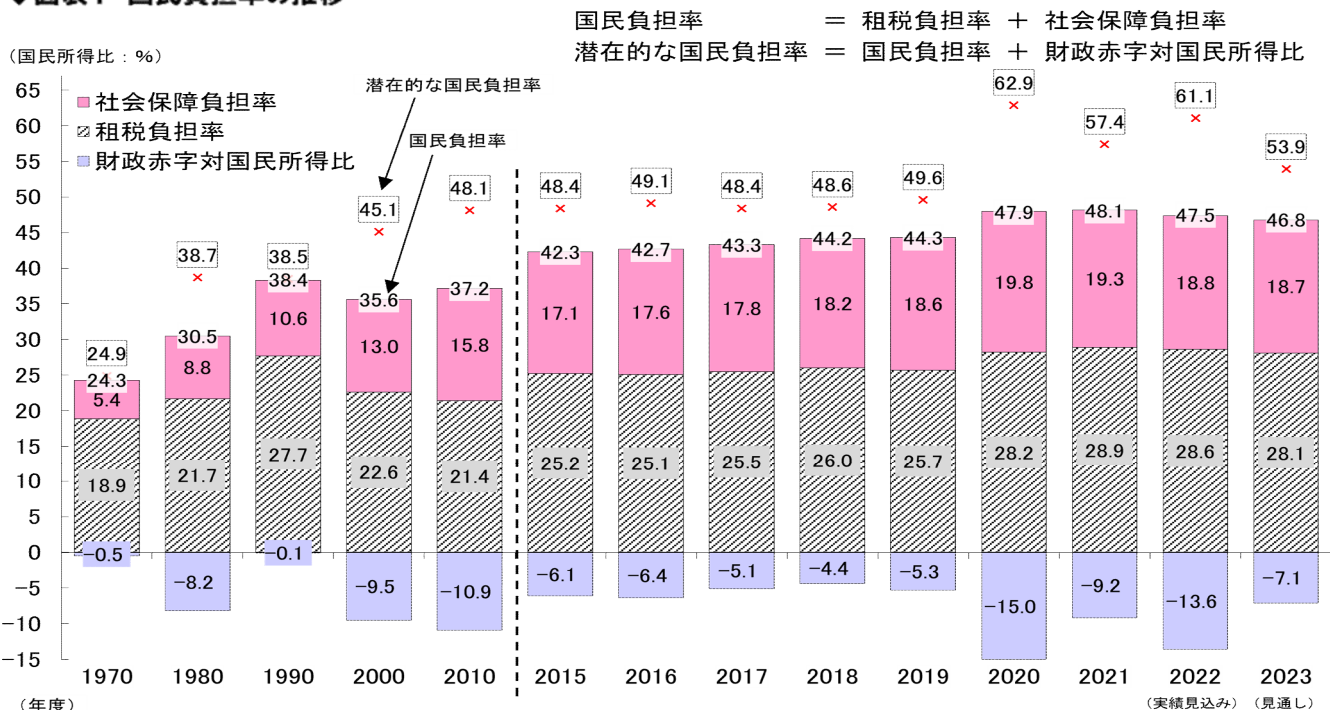
◆「国民負担率」は、租税負担及び社会保障負担を合わせた義務的な公的負担の国民所得に対する比率です。財務省は2月21日に、国民負担率の令和3(2021)年度の実績、令和4(2022)年度の実績見込み及び令和5(2023)年度の見通しを公表しました。

昭和58(1983)年3月14日に出された「行政改革に関する第五次答申(最終答申)」では、「国民の負担率(対国民所得比)は、現状(35%程度)より上昇することとならざるを得ないが、…徹底的な制度改革の推進により、現在のヨーロッパ諸国の水準(50%前後)よりはかなり低位にとどめることが必要である。」と述べられています。

しかし平成25(2013)年度に40%を、新型コロナウイルス感染症の拡大が始まった令和2(2020)年度には45%を超え、令和3年度実績では48.1%と、50%直前まで上昇しています。また国民負担に財政赤字を加えた「潜在的な国民負担率」は、令和2年度に62.9%と初めて60%を超え、令和3年度でも57.4%と高い水準となっています(下記図表1参照)。

今回の発表によれば、令和4年度の実績見込みは47.5%、令和5年度の見通しは46.8%と、令和3年度実績よりも国民負担率は低下する見込みとなっています。ただし公表数値から試算すると令和4年度の国民負担額は前年よりも4.3兆円(2.2%)増の194.7兆円、令和5年度は2.5兆円(1.3%)増の197.2兆円となります。一方で国民所得はそれぞれ、14.0兆円(3.5%)増の409.9兆円、11.5兆円(2.8%)増の421.4兆円と、負担額の伸びを超える増加率となっていることにより、国民負担率が低下する結果となっています。同時に公表された国際比較では、ヨーロッパ諸国と比べるとまだ低い水準ともされていますが、今後も引き続き社会保障費等の抑制が求められると考えます。(総合福祉研究会)

◆図表1 国民負担率の推移



資料：財務省「国民負担率(対国民所得比)の推移」から作成

人材確保

賃金の増加傾向が続いています
～ただしそれを上回る物価上昇が～



◆厚生労働省は3月7日に令和5年1月分毎月勤労統計調査の結果速報を公表しました。それによれば、いわゆる総数や全体を意味する「調査産業計」の「現金給与総額」は前年同月(2022年1月)比で0.8%増の27万6,857円、うち「所定内給与」は0.8%増の24万7,153円でした。また「医療、福祉」の現金給与総額は2.5%増の27万874円、うち所定内給与は1.5%増の24万2,468円でした。

調査産業計の所定内給与は令和2年から3年は0.2～0.3%の伸び率でしたが、令和4年は毎月0.8～1.5%の伸びで、年平均でも1.1%の伸びとなりました。医療、介護職の所定内給与は、令和2年には平均0.8%の伸びでしたが、令和3年は0.3%のマイナスとなり、この低水準も影響し、令和4年の後半は大きく上昇、年平均も1.6%となりました。

なお今回の速報値が公表されると、「実質賃金が前年同月と比べて4.1%減少した」ことが大きく取り上げられました。4.1%減少したのは消費税が8%に引上げられた直後の平成26(2014)年5月以来のことです。今回の減少は、前述のとおり本年1月の現金給与総額の前年同月からの伸びが0.8%に留まった反面、消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)の伸びが5.5%あったことによるものです。とは言え実質賃金が10か月連続でマイナスとなったことは事実ですので、賃上げの声が上がることも当然かと思えます。ちなみに医療、福祉職の1月の現金給与総額の伸び率は2.5%ありましたので、実質賃金は2.5%程度の減少と試算されますが、長期にわたり実質賃金がマイナスの傾向にあることは調査産業計と同様です。(総合福祉研究会)

社会福祉法人

社会福祉法人に対する適正な指導監査の実施を要請
～社会福祉関係の担当(主管)課長会議資料が出そろいました～



◆社会・援護局関係主管課長会議資料が3月17日付で公表され、この中で福祉基盤課は、社会福祉法人の決算期等の理事会及び評議員会の開催時期や、法人が備置き、閲覧又は届出しなければならない書類等の届出期限等について、令和2年3月期から昨年までは「…困難な法人については、可能になり次第、速やかに…」とされていた取り扱いについて、今般は「法令等に定めるとおりとした上で、開催時期や期限の遵守ができないやむを得ない事情がある場合には、引き続き、当該支障がなくなり次第、できる限り速やかに…」と、原則に戻すことを明示しました。

また社会福祉法人制度改革に関しては、法人制度を逸脱した行為として「そもそも存在しない『経営権』を売買したうえ、多額の法人資産を不適切に流出させ、経営破綻した」とされた例を挙げ、提出された現況報告書や計算書類については、形式的な確認にとどめることなく、例えば前期との大幅な金額変動に着目することや、法人内外から具体的な内容の通報・告発が続くなど不適切な運営が疑われる法人に対しては躊躇することなく特別監査の実施を検討するなど、指導監査の適正な実施を要請しています。なお所轄庁の体制整備として公認会計士及び税理士を指導監査や計算書類等の確認に活用することも有効とし、さらに「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の分析に係る機能の活用も併せた指導体制の整備等も求めています。

◆全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料は3月8日に公表されています。

総務課介護保険指導室からは、介護サービスの種類や事業形態の増加に加えて高齢者虐待事案の増加も認められるなど、指導監督業務に関わる環境は変化していることから、集団指導・運営指導の適切な実施や不正事案・高齢者虐待等に対する厳正な対応について、担当地方公共団体宛てに要望するとともに、指導監督の実施における留意点等を説明、併せて令和5年度末を目途に「監査マニュアル(仮称)」を発出する予定であることも示しています。

また高齢者支援課からも、高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果で、養介護施設従事者等による虐待について、相談・通報件数2,390件、虐待判断件数739件といずれも過去最多であったと説明、過去最多となった要因としては、虐待防止のための委員会の開催、指針の整備等が義務づけられたことを受け、各施設における虐待防止の取り組みが進められ、当該施設・事業所職員、元職員、管理者等からの相談・通報が増加したこと等によると推測しています。なお事実確認を行っていない事例の存在について、高齢者虐待に係る通報等を受けたときは、例えコロナ禍の状況下であっても、速やかに高齢者本人への訪問等による安全確認や事実確認等を行うよう要望しています。(総合福祉研究会)